

岡山県看護協会 感染症対策マニュアル (COVID-19)

目的

岡山県看護協会は保健師・助産師・看護師および准看護師が教育と研鑽に根差した専門性にに基づき看護の質向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の開発・展開を図るための組織である。

看護協会で開催する委員会活動、会議、研修会等の対象者の多くは医療機関の看護職である。特に新型コロナウイルス感染症は、感染拡大の特徴から3密（換気の悪い密閉空間・多くの人々が密集・近距離での会話や発声）の条件を避けることが必要である。

看護会館等で感染症が発生、感染拡大の可能性がある場合、県内の医療提供体制に及ぼす影響が大きいことを考慮し、感染対策マニュアルを作成し感染防止に努める。

1. 職員の感染症対策

1) 各自の健康管理

- (1) 出勤時に体温を測定し、37.5度以上ある場合は上司に報告し帰宅する。
- (2) かぜ症状（発熱、咳、のどの痛み、全身倦怠感、嗅覚異常、味覚異常など）がある場合は、上司に連絡し指示を待つ。
- (3) 不要不急の外出・旅行は避ける。
 - ・特に海外、国内でも新型コロナウイルス感染者の多い地域
 - ・3密（換気の悪い密閉空間・多くの人々が密集・近距離での会話や発声）の条件が重なるような場所は避ける。（イベント、コンサート等）
- (3) 食事、休養、睡眠を十分にとる。

2) 衛生対策

- (1) 手洗いの励行・手指消毒：出勤時、外出後等にはマニュアルに沿った手洗いの実施。
- (2) 咳エチケット：かぜ症状がある場合は、マスクを着用する。
咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側を使って、口や鼻を押さえる。

2. 会館内の環境整備

1) 清掃

感染予防方法を理解した清掃委託業者（サピックス）による環境清掃実施

2) 換気

事務室は2時間に1回換気を行う。2方向の窓を開けて5分間空気の流入出を図る。

3) 手洗い

擦拭手指消毒薬も配置しているが、流水とせっけんでの手洗いを奨励する。
ジェットタオルの使用は中止とする。
トイレにはペーパータオルを設置する。

3. 来館者（会議・研修会等出席者、業者等）への感染対策

- 1) 看護会館、看護研修センター、ナースセンター入口に「新型コロナウイルス対策ウイルス感染拡大のための協力依頼」を掲示
- 2) 各入口に擦拭消毒薬を設置し、手指消毒の実施を表示する。
- 3) 入館時に検温を行い、37.5 度以上ある場合は入館せず、電話にて報告する。
- 4) ナースセンターに相談者が来訪時には、相談前に健康チェック、体温測定を行う。

4. 会議開催時の対策

- 1) 出席者に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための協力依頼」を事前に送り徹底する。
- 2) 会場は広めの窓のある場所を選定し、席の配置は、前後左右 2m の間隔をとれるような部屋を選択する。
- 3) 会議時間は 2 時間以内とする。止むを得ず 2 時間以上となる場合は 10 分間の休憩を取り換気する。
- 4) 会議終了後は、2 方向の窓を開けて換気する。
- 5) 会議使用後の机、椅子、ドアノブ、空調スイッチ、照明スイッチ、電話機、窓の取手について、各部屋に設置している次亜塩素酸ナトリウム液を染み込ませたペーパータオルで擦拭消毒を行う。
次亜塩素酸ナトリウム液は皮膚への刺激が強いため、設置しているゴム手袋を使用する。また刺激臭もあるため、換気とともにファブリーズを使用し消臭を行う。
(アルコール製剤が取得できるまで次亜塩素酸ナトリウムを使用する)

5. 研修会開催時の対応

- 1) 参加者への協力依頼
 - (1) 募集案内、HP 等で「新型コロナウイルス拡大防止のための協力依頼」を周知する。
 - (2) 研修の受講生は最高 50 名以内とすることを周知する。
 - (3) 受付
受付時は足元の表示に従い 2m のソーシャルディスタンスを保つ。
受講時の席は受付番号順に番号札を渡し、番号の指定席に座るよう説明する。
 - (4) オリエンテーションの追加内容
 - ①受講生同士の席の移動はしない。

- ②休憩時間、昼食時も密接な話、不必要な話はしない。
- ③マスクの着用
- ④アルコール消毒薬による手指消毒
- ⑤部屋の換気および常時窓の開放
- ⑥体調不良時の対応
- ⑦研修終了後は速やかに帰宅する。
- ⑧マイク使用時はその都度擦拭消毒をする。

2) 会場設定

受講生は1机1人とし、受講生間を原則2m以上とした配置とする。
別紙参照「新型コロナウイルス感染防止対策席配置図」
席は固定とする。

3) 換気

- (1) 研修室の入り口は開放しておく。
- (2) 1時間に1回10分間は2方向の窓を開けて換気を行う。
- (3) 研修終了後は2方向の窓を開けて換気する。

4) 清掃等

- (1) 研修室使用後は、会議室の使用後と同様に消毒を行う。
- (2) 講師の使用したマイク、PC、ポインターなどは除菌シートで拭く。

5) 参加者より発熱などの風邪症状や体調不良があった場合の対応

- (1) 受講生の氏名、所属施設、症状などを確認する。
- (2) 速やかに研修を中止してもらい、帰宅するよう促す。
- (3) 受講生の所属施設管理者に状況を報告する。

参考資料：

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する基本的対処方針について
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進課
2. 医療施設等における感染拡大防止のための留意点について
厚生労働省医政局総務課
3. 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取り扱いについて
厚生労働省医政局総務課
4. 令和2年度における小学校、中学校、高等学校および特別支援学校等における
教育活動の再開等について
文部科学事務次官通知

令和2年4月10日作成